

質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2020 年 10 月 23 日

「アフガニスタン国都市交通にかかる情報収集・確認調査(QCBS)」

(公示日:2020 年 9 月 30 日/公示番号:20a00546)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2章 6. 調査の内容(2)④	交通関連ビッグデータ(携帯電話の位置情報等)や衛星写真等の活用について、入手が可能な場合には購入予算が必要になると予想されます。プロポーザルで提案の上、この予算については、調査開始後に必要に応じて追加契約を行うとの理解でよろしいでしょうか。	プロポーザルで提案頂いたうえで、入手が可能であることが確認された場合には、必要に応じて契約変更を行う予定です。
2	第2章 5. 実施方針及び留意事項(1)③	交通量調査についてはカブール市が実施を検討している、とありますがその内容や規模が適切でない判断された場合には、調査団がアドバイスできると理解しています。その実施について先方政府での対応が困難な場合は、契約変更で本調査で実施することは可能でしょうか。	先方政府での対応が困難な場合は、契約変更により本調査内での実施を検討します。
3	第3章 2. 業務実施上の条件(3)	現地再委託は想定していないが、業務遂行上必要であれば理由を具体的に付した上で提案することとなっています。相応の理由の基に現地再委託の実施が望ましいという理解が得られた場合、この金額は本見積りに含めることから、価格競争面で不利な状況となり得ます。再委託費用は別見積りで計上可能でしょうか。	実施すべき業務内容は企画競争説明書に示した通りですので、現地再委託の要否も含めた実施方法については競争参加者のご提案次第です。従いまして、当該経費の見積もりについては本見積書として計上願います。

4	第3章 2. 業務実施上の条件(5)	1) ②有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、それらの必要経費を見積書に計上することとありますが、同章の5. 見積書作成にかかる留意事項(3)2) 第三国招へいに係る直接経費とは別に計上するということでしょうか。	第3章2. (5)1)②に係る経費は、第3章5. (3)2)とは別に計上して下さい。
5	第3章 5. 見積書作成にかかる留意事項(3)	1) 2)本邦・第三国招へい支援に係る直接経費(国内事業費)は、どのような経費を想定されていますでしょうか。同招へいには特殊傭人の同行が必要と考えていますが、この経費に含まれていないでしょうか。	直接経費については、アフガニスタン側関係者及び本調査現地アシスタント(特殊傭人)の渡航費、宿泊費、日当等を想定しています。
6	第3章 5. 見積書作成にかかる留意事項(3)	3) 特殊傭人は定額を見積書に計上となっておりますが、現地での経理等を担当する事務員および秘書は一般傭人として別途計上できると考えてよいでしょうか。	事務員及び秘書が必要な場合は、一般傭人として別途、本見積りに計上してください。
10/9 回答済み			
7	企画競争説明書 9頁 第2章 特記仕様書案 1. プロジェクトの背景	企画競争説明書の該当項目における以下の説明より、貴機構は BRTMP を入手の上、内容を確認されていることと推察いたします。当該資料を貸与資料として、ご提供いただけますでしょうか。 「カブール市は、2018 年に「カブール都市デザイン構想」(Kabul Urban Design Framework 以下「KUDF」という)を策定するとともに、2018 年には、公共交通に関し、バス	当該資料はアフガニスタン政府の公開資料ではないため、秘密保持に係る誓約書(形式自由)をご提出いただき、プロポーザルご提出後に破棄いただくことを条件に、配布させていただきます。ご希望の方は、以下のメールアドレスまでご連絡くださいますようお願いいたします。 問い合わせ先:南アジア部南アジア第二課 4rtd2@jica.go.jp

		<p>高速輸送(Bus Rapid Transit、以下「BRT」という)マスタープラン(Master plan 以下、「MP」という)を策定している。一方で、これら計画は、過去に実施されたマスタープランの交通需要に予測に基づいていることから、必ずしも現況を正確に捉えたものとは言えず、その実効性については精査が必要な状況である。一例として、BRTMP は 2011 年実施のカブール市 MP(Kabul City Master Plan)の需要予測を参照し、諸外国の BRT 事例を紹介する程度の内容であり、具体的な BRT インフラ整備を計画する上で、十分な根拠に基づく内容とはなっていない。」</p>	
8	第3章 5. 見積書作成にかかる留意事項(3)	<p>本邦・第三国招へい支援に係る直接経費について「アフガニスタン側関係者及び本調査現地アシスタント(特殊傭人)の渡航費、宿泊費、日当等を想定しています」と回答頂いております(通番号5)。</p> <p>コンサルタント分の経費(交通費・通信費等)や会場費は別途計上の必要があるのか、または直接経費に含まれているのかご教示ください。</p>	<p>ご照会の会場費やコンサルタントの旅費等の経費は、必要に応じ別途計上してください。なお、JICA 国内機関の利用が可能な場合には、この利用を前提としており、その場合は会場費の計上は不要となります。</p>

以上